

2016年5月 日

衆議院議長
衆議院法務委員会委員長 殿

「部落差別の解消の推進に関する法律案」に断固反対、成立させないで下さい

2002年3月末をもって5年間延長された「同和」にかかわる特別立法である「地対財特法」は失効しました。同法失効後も国民的理解や社会的交流が更に広がり、今日では、社会問題としての部落問題は解決したと言える時代を迎えています。

今回の「部落差別の解消の推進に関する法律案」は、匿名のインターネット書き込みなどを引き合いに、いまだに部落差別は深刻な状態にあるとしていますが、厚労省や法務省などに部落差別にかかわる深刻な実害が発生したとの報告は、ほぼ無いに等しいのが現状です。今日的現状に照らせば、部落問題に関する新たな法律は必要なく、問題解決の妨げとなることは明白です。

特に同法案の「部落差別の実態調査」(第6条)に関連して、「部落」「部落民」なるものを特定選別することは、個人情報保護の観点や人口の流動性などから非現実的であり大問題です。

同法案は、今日的部落問題解決の到達点と解決への歴史に逆行し、部落差別「解消」に反することから以下の通り要請します。

要 請 事 項

1. 「部落差別の解消の推進に関する法律案」に断固反対、成立させないで下さい。

氏 名	住 所

取扱団体／

都府県組織名

住 所

衆議院法務委員会委員長 殿

「部落差別の解消の推進に関する法律案」に断固反対、成立させないで下さい

2002年3月末をもって5年間延長された「同和」にかかわる特別立法である「地对財特法」は失効しました。同法失効後も国民的理解や社会的交流が更に広がり、今日では、社会問題としての部落問題は解決したと言える時代を迎えています。

今回の「部落差別の解消の推進に関する法律案」は、匿名のインターネット書き込みなどを引き合いに、いまだに部落差別は深刻な状態にあるとしていますが、厚労省や法務省などに部落差別にかかわる深刻な実害が発生したとの報告は、ほぼ無いに等しいのが現状です。今日的現状に照らせば、部落問題に関する新たな法律は必要なく、問題解決の妨げとなることは明白です。

特に同法案の「部落差別の実態調査」(第6条)に関連して、「部落」「部落民」なるものを特定選別することは、個人情報保護の観点や人口の流動性などから非現実的であり大問題です。

同法案は、今日的部落問題解決の到達点と解決への歴史に逆行し、部落差別「解消」に反することから以下の通り要請します。

要 請 事 項

1. 「部落差別の解消の推進に関する法律案」に断固反対、
成立させないで下さい。

団体名	住 所

取扱団体／

都府県組織名

住 所